

岡山県医療施設等施設 整備費補助金交付要綱

制 定 平成 3 年 8 月 9 日
環 第 9 5 8 号
最終改正 令和 5 年 1 0 月 1 9 日

(趣 旨)

第 1 条 知事は、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 0 条の 4 第 1 項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養给力の充実等を図ることを目的に、医療施設等の施設整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 4 1 年岡山県規則第 5 6 号。以下「規則」という。）及び昭和 4 1 年岡山県告示第 5 1 3 号（補助金等の名称等）のほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」に基づく事業
 - ア へき地診療所施設整備事業
 - イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業
 - ウ へき地保健指導所施設整備事業
 - エ へき地医療拠点病院施設整備事業
 - オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (2) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業
平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づく事業
- (3) 産科医療機関施設整備事業
平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づく事業
- (4) 分娩取扱施設施設整備事業
平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づく事業
- (5) 死亡時画像診断システム等施設整備事業
平成27年4月9日医政発0409第23号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づく事業
- (6) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業（へき地医療機関）
平成27年4月9日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業
- (7) 院内感染対策施設整備事業
平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づく事業
- (8) 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく事業
 - ア 休日夜間急患センター施設整備事業
 - イ 病院群輪番制病院施設整備事業
 - ウ ヘリポート周辺施設施設整備事業
 - エ 救命救急センター施設整備事業
 - オ 小児救急医療拠点病院施設整備事業
 - カ 小児初期救急センター施設整備事業
 - キ 小児集中治療室施設整備事業

- (9) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく事業
- ア 小児医療施設施設整備事業
 - イ 周産期医療施設施設整備事業
 - ウ 地域療育支援施設施設整備事業
- (10) 共同利用施設施設整備事業
- 昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく事業（公的団体も含む）
- (11) 医療施設近代化施設整備事業
- 平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく事業
- (12) 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づく事業
- ア 基幹災害拠点病院施設整備事業
 - イ 地域災害拠点病院施設整備事業
 - ウ 医療施設土砂災害防止施設整備事業
 - エ 医療施設等耐震整備事業
 - オ 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
 - カ 医療施設浸水対策事業
- (13) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業（災害・救急医療機関）
- 令和5年5月17日医政発0517第7号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業
- (14) 腎移植施設施設整備事業
- 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく事業
- (15) 特殊病室施設整備事業
- 平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく事業
- (16) 肝移植施設施設整備事業
- 平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく事業
- (17) 治験施設施設整備事業
- 平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく事業
- (18) アスベスト除去等整備事業
- 平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づく事業

(19) 医療機器管理室施設整備事業

平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく事業

(20) 地球温暖化対策施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく事業
(交付の対象外費用)

第3条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用
(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に掲げる事業区別に、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める調整率と第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 事業区分	2 基準額及び対象経費	3 調整率	4 補助率	5 下限額
へき地診療所施設整備事業	「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」（昭和54年7月27日付け厚生省発医第137号厚生事務次官通知）に定める基準額及び対象経費とする。	—	2分の1	1カ所につき1,000千円
過疎地域等特定診療所施設整備事業	同上	—	4分の3	1カ所につき3,750千円 (ただし、改修の場合については、1,500千円)
へき地保健指導所施設整備事業	同上	—	3分の1	1カ所につき1,666千円
へき地医療拠点病院施設整備事業	同上	—	10分の10	1カ所につき5,000千円
離島等患者宿泊施設施設整備事業	同上	—	3分の2	—

医師臨床研修病院研修医療環境整備事業	同 上	—	3分の2	—
産科医療機関施設整備事業	同 上	—	2分の1	1カ所につき 1,000千円
分娩取扱施設施設整備事業	同 上	—	2分の1	1カ所につき 1,000千円
死亡時画像診断システム等施設整備事業	同 上	—	2分の1	—
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業（へき地医療機関）	同 上	—	2分の1	—
院内感染対策施設整備事業	同 上	—	3分の1	—
休日夜間急患センター施設整備事業	「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める基準額及び対象経費とする。	—	0.33	—
病院群輪番制病院施設整備事業	同 上	—	0.33	—
ヘリポート周辺施設施設整備事業	同 上	—	0.33	—
救命救急センター施設整備事業	同 上	—	0.33	—
小児救急医療拠点病院施設整備事業	同 上	—	0.33	—
小児初期救急センター施設整備事業	同 上	—	0.33	—
小児集中治療室施設整備事業	同 上	—	0.33	—
小児医療施設施設整備事業	同 上	—	0.33	—
周産期医療施設施設整備事業	同 上	—	0.33	—
地域療育支援施設施設整備事業	同 上	—	0.50	—
共同利用施設施設整備事業	同 上	—	0.33	—

医療施設近代化施設整備事業	同 上	—	0.33	—
基幹災害拠点病院施設整備事業	同 上	—	0.33 ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限り0.50とする。	—
地域災害拠点病院施設整備事業	同 上	—	0.33 ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限り0.50とする。	—
医療施設土砂災害防止施設整備事業	同 上	0.95	0.33	—
医療施設等耐震整備事業	同 上	0.95	0.50	—
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	同 上	—	0.33	—
医療施設浸水対策事業	同 上	0.95	0.33	—
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業（災害・救急医療機関）	同 上	0.95	0.33	—
腎移植施設施設整備事業	同 上	—	0.33	—
特殊病室施設整備事業	同 上	—	0.33	—
肝移植施設施設整備事業	同 上	—	0.33	—
治験施設施設整備事業	同 上	—	0.33	—
アスベスト除去等整備事業	同 上	0.95	0.33	—
医療機器管理室施設整備事業	同 上	0.95	0.33	—
地球温暖化対策施設整備事業	同 上	0.95	0.33	—

（交付決定の下限）

第5条 第2条の事業について、第4条により施設ごとに算出された額が、第4条の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行

わないものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受なければならない。

ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、規則第20条の規定により知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(8) 事業を行うために締結する契約については、「医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針」(平成21年10月19日施第633号)に定める手続きによらなければならない。

(9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)までの条件を準用する条件を付さなければならない。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(変更承認申請)

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、申請の内容の変更等の承認を受けようとする場合には、第7条に定める申請手続に従い、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。

(遂行状況報告)

第9条 この補助金の事業遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに事業遂行状況報告書（様式第3号）により知事が定める日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第4号）を、事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 5 年 6 月 8 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 1 年 1 2 月 9 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 2 年 1 1 月 2 2 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 3 年 2 月 2 3 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 1 8 年 2 月 3 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

2 岡山県看護師等養成所施設整備費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 11 月 2 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 3 月 21 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 3 月 26 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 6 月 13 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 8 月 12 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 8 月 14 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 2 月 9 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 1 月 23 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 8 月 7 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 7 月 31 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月7日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月19日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。